

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の概要

1.概要

介護福祉士実務者養成施設（以下、実務者研修施設）に在学し、介護福祉士を目指す方を対象に貸付を行う事業です。

実務者研修施設を卒業後、1年以内（国家試験不合格の場合は3年以内）に介護福祉士の資格を取得し、青森県内で介護福祉士として介護等の業務に2年間従事した場合は、返還が全額免除となります。

2. 貸付対象者

- ・青森県に住民登録をしている方
- ・県内に本社がある実務者研修施設で研修を受講している方
- ・介護福祉士の資格取得後、県内で介護業務に就く意欲のある方
- ・経済的な理由により貸付が必要な方

[対象となる実務者研修施設]（H28.6.30 現在）

- ・ディスパッチカレッジ（五所川原校・青森校・弘前校）
- ・八戸社会福祉専門学校
- ・メイクホーム福祉カレッジ青森校
- ・ジョブスクール白山台
- ・寿楽荘ケアスクール

3. 貸付金額

20万円を上限とします。

4. 貸付利子

貸付金の利子は、無利子です。

ただし、返還の対象となり、返還期限を過ぎた場合は、返還すべき額につき年5%の延滞利子が発生します。

5. 連帯保証人

貸付けを受けるに当たっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年の場合は、貸付申込者の法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。

6. 返還免除

介護福祉士実務者研修受講資金(以下「実務者研修受講資金」という。)の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当するに至った場合には、返還の債務を免除します。

(1)実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、介護等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた方の意思によらず、県外において介護等の業務に従事した期間については、返還免除期間に算入します。

また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等の業務に従事できない期間が生じた場合は、引き続き従事しているものとして取扱いますが、返還免除期間には算入しません。

(2)介護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3)実務者研修受講資金の貸付けを受けた方が、死亡し、又は障害により貸付金を返還することが困難と認められるときは、返還債務の額(既に返還を受けた額を除く。)の全部又は一部を免除します。

7. 返還

実務者研修受講資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)は、貸付金の返還となります。

(1)貸付契約が解除されたとき。

(2)実務者研修施設を卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士として登録せず、又は県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しなかったとき。

(3)貸付けを受けた方が、従事期間が2年に達する前に介護福祉士として介護等の業務に従事しないこととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。)

(4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

8. 返還方法

返還に該当する事由が生じた日の属する月の翌月から、実務者研修施設に在学していた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦により返還していただきます。

9. 返還の猶予

実務者研修受講資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当するに至った場合には、その間の返還を猶予します。

- (1) 県内において介護等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

10. 申込み

申込みにあたっては、実務者研修施設の推薦状が必要です。

貸付けを受けたい方は、在学している実務者研修施設へお申し出ください。

申請書の提出にあたっては、住民票の写し(世帯全員が記載されているもの)が必要です。

11. 貸付決定から貸付金交付まで

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定通知後、契約書を交わします。

契約書に記載した交付日に、貸付申込者又は法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みします。

12. 届出

実務者研修受講資金の貸付けを受けた後、次の(1)～(8)に該当する場合には届出が必要です。

(1) 就職したこと、就職先や就業地の変更、若しくはその業務に従事しないこととなったとき

① 就職した場合 業務従事届(様式第 11-①号)

② 就職先や就業地の変更等 業務等変更届(様式第 12 号)

(2) 就職後業務に従事していること(就職後 1 年ごと) 業務従事届(様式第 11-①号)

(3) 就職後 2 年未満で離職した場合 業務等変更届(様式第 12 号)

この場合、原則として、7. 返還の規定により、貸付けした実務者研修受講資金は返還していただくこととなりますので、併せて、返還計画書(様式第 13 号)を提出してください。

(4) 返還免除に該当する場合

① 6. 返還免除(1)の場合 修学資金返還債務免除申請書(様式第 8-①号)

業務従事期間満了報告書(様式第 9-①号)

業務従事届(様式第 11-①号)

② 6. 返還免除(2)(3)の場合 修学資金返還債務免除申請書(様式第 8-①)に状況を証明する書類を添付してください。

(5) 返還猶予に該当する場合 返還債務履行猶予申請書(様式第 15 号)に状況を証明する書類を添付してください。

(6) 貸付契約を解除・休止したい場合 貸付契約の解除・休止届(様式第 6 号)

(7) 氏名・住所の変更 記載事項変更届(様式第 10 号)

(8) 返還方法の変更 返還方法変更届(様式第 14 号)

(9) 連帯保証人の変更 連帯保証人変更願(様式第 19 号) ※連帯保証人が提出

(10) 被貸付者の死亡 被貸付者死亡届(様式第 20 号)

13. お問い合わせ先・書類の提出先

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 生活支援課

TEL 017-723-1469